

# 平成22年度法務省行政事業レビュー行動計画

平成22年4月7日  
法務大臣決定

## 第1 目的

この計画は、予算の支出先や用途の実態把握、自己点検等を行い、予算要求段階から予算編成過程を国民に開示するために実施する行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）について必要な事項を定め、事業目的に即した予算の企画・立案、予算要求及び予算執行を図ることを目的とする。

## 第2 取組体制

レビューは、法務省予算監視・効率化チーム（以下「チーム」という。別紙参照）が主体となって実施する。

レビューの責任者及び担当者は次のとおりとする。

責任者 チームリーダー

担当者 チームの事務局長及びメンバー

## 第3 行政事業レビューの実施方法

### 1 事業の実態の把握

#### (1) 事業の実態の把握等の基本的な考え方

レビューは、基本的に、平成21年度に実施した事業を対象に、その実績に基づいて実施する。

チームは、効果的なレビューが可能となるように、国民に分かりやすい事業の単位の整理に努め、所管各庁、市町村等と連携・協力を図り、可能な限り、それら事業ごとの最終的な予算の支出先及び用途の把握に努めるものとする。

#### (2) 行政事業レビューシートの作成

ア 事業の実態の把握は、平成22年5月初旬までを目途に実施し、その結果を、事業ごとに行政刷新会議事務局の定める「行政事業レビューシート」（以下「レビューシート」という。）に記載するものとする。

イ レビューシートの作成に当たっては、国民に分かりやすい記載に努めるものとする。

### 2 自己点検

チームは、平成22年5月中旬までを目途に、1により把握した事業の実態を精査し、それが本来の事業目的と合致しているか、真に効率的・効果的な支出となっているかなどについて、昨年実施された事業仕分けの視点などを参考にしながら自己点検を行い、その結果をレビューシートに記載する。

### 3 公開プロセスの実施等

- (1) レビューにおいては、外部の有識者・実務経験者を交えた公開チェックのプロセス（以下「公開プロセス」という。）を、平成22年5月下旬を目途に実施する。
- (2) 公開プロセスは、公開の場で実施する。
- (3) 公開プロセスの評価者は、予算監視・効率化チームのアドバイザー及び行政刷新会議から派遣される外部有識者とする。
- (4) レビューシート等の公開プロセスの資料は、平成22年5月中旬を目途に、法務省ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する。
- (5) 公開プロセスの対象とする事業の選定その他の公開プロセスの進め方については、行政刷新会議から示される指針を参考にするものとする。
- (6) 公開プロセスの対象としない事業については、随時レビューシートの見直し・点検を行うものとする。

### 4 レビュー結果の公表及び概算要求への反映

- (1) 中間取りまとめ  
チームは、公開プロセスの結果を中間取りまとめとして、平成22年6月中旬を目途にホームページにおいて公表する。
- (2) 概算要求への反映  
チームは、公開プロセスの結果を踏まえ、更に予算内容の点検を進め、その結果を事業の執行や平成23年度概算要求に着実に反映させる。また、組織や制度の不断の見直しにも活用する。  
また、概算要求への反映結果については、概算要求終了後、速やかにホームページにおいて公表する。

### 5 国民及び職員からの意見・提言の募集

- (1) 公開プロセス対象事業  
チームは、公開プロセスの対象とした事業について、公開プロセスの資料の公表に併せて、国民及び職員からの意見・提言をホームページ等で募集する。
- (2) 公開プロセス未実施事業  
チームは、公開プロセスの対象としなかった事業について、レビューシートを平成22年7月を目途に公表し、併せて国民及び職員からの意見・提言をホームページ等で募集する。

### 6 チームの所見の記載

チームは、公開プロセスで提言された意見やアドバイザーからの意見を総合的に評価し、平成22年7月を目途にチームとしての所見を記載する。

### 7 その他

この計画は、進捗状況や他省庁の取組を参考とし、必要な場合には、適時、所要の見直しを行うものとする。

法務省予算監視・効率化チームの設置について

〔平成22年2月26日  
法務大臣決定〕

1 目的

法務省における予算執行の適切性及び透明性の確保並びに効率性の向上を図るため、本省に、法務省予算監視・効率化チーム(以下「チーム」という。)を設置する。

2 チームの構成

- (1) チームは、リーダー、事務局長及びメンバーをもって組織する。
- (2) リーダーは、副大臣とする。
- (3) 事務局長は、官房長とする。
- (4) メンバーは、次に掲げる者とする。

大臣官房秘書課長，大臣官房人事課長，大臣官房会計課長，大臣官房施設課長，大臣官房訟務企画課長，大臣官房厚生管理官，大臣官房司法法制部司法法制課長，民事局総務課長，刑事局総務課長，矯正局総務課長，保護局総務課長，人権擁護局総務課長，入国管理局総務課長，法務総合研究所総務企画部長，公安審査委員会事務局長，公安調査庁総務部長

3 アドバイザー

- (1) チームに、アドバイザーを2名以上置く。
- (2) アドバイザーは、リーダーが外部の有識者から委嘱する。

4 推進グループ

- (1) チームの下部組織として、本省局部課，法務総合研究所，公安審査委員会及び公安調査庁にそれぞれ予算監視・効率化推進グループ(以下「推進グループ」という。)を設置する。
- (2) 推進グループは、予算執行計画，事前審査に関する事務，国民の声への対応など取組推進にかかる実務を担う。

5 会議

- (1) チームの会議は、四半期に一度の定例会合とするが、必要に応じ、臨時に会議を開催することができる。
- (2) リーダーは、必要に応じ、関係部局の職員その他の者の会議への参加を求めることができる。
- (3) 定例会合には、原則として、アドバイザーを参加させる。

6 取組内容

チームは、国家戦略室が策定した「予算監視・効率化チームに関する指針」に定められた取組を推進する。

7 事務局

チームの事務局(庶務)は、大臣官房秘書課，大臣官房人事課及び大臣官房施設課の協力を得て、大臣官房会計課において行う。

8 その他

その他チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

# 行政事業レビュー行動計画スケジュール

